

## 郷土芸誌『河口』 第50号の原稿を募集します

郷土芸誌『河口』は、ミニ町史として地域に根ざした独自の文化発展を目指して、第50号の発刊を令和9年3月に予定しています。趣旨をご理解いただき多数の応募をお待ちしています。

応募資格▽高校生以上の町民（原則）、または町内に在住していた方

応募作品

- ▽小説・戯曲・回想・童話 20枚以内
- ▽随筆・記録等 7枚以内▽短歌・俳句・川柳等（各題をつける） 7首・7句
- ▽詩 30行以内▽その他 20枚以内
- ▽400字詰め原稿用紙、もしくはパソコン原稿可

問合せ先  
教育委員会教育課  
図書係  
☎579・5802

募集期間▽8月31日（月）まで

応募上の注意▽応募原稿の末尾に、住所・氏名・年齢・ふりがな・電話番号を明記してください。（ペンネームの場合は本名をカッコ書きにしてください）

- ▽応募原稿は返却しません。
- ▽応募原稿の選考と編集は、教育委員会が委嘱する編集委員によって行い、作品数による掲載の有無は、編集委員会において決定します。
- ▽原稿掲載の場合は、『河口』を1部贈呈します。

申問教育委員会教育課図書係（〒089、5312 豊頃町茂岩本町166番地）

## 『みんなで創る文化・スポーツ公 （講）演支援事業』補助制度 について

この制度は、町民の皆さんが企画し、自由に参加できる公演（講演）会の開催を支援し、町の文化活動を高めていくことを目的とした制度です。

5人以上で構成された団体やグループが主催する芸術公演やスポーツ講演等に対して、開催規模に応じて事業費の3分の2以内を助成するもので、開催者の負担を軽減し、公演（講演）会を円滑に運営できるよう支援する事業ですので、ぜひ活用ください。

補助限度額	補助率	入場者数
50万円	2/3以内	100人以上
25万円		50人以上 100人未満
15万円		30人以上 50人未満

問合せ先  
教育委員会教育課  
社会教育係  
☎579・5801

## 新たな子育て支援策に ついて

豊頃町ではこれまで、子育て世帯の安心につながる支援として、特に就学前を中心とした支援を進めてきましたが、「暮らし続けたい町」、「選ばれる町」を目指し、出産から高校卒業まで、切れ目のない支援でこどもの成長をサポートするため、令和

問合せ先  
教育委員会教育課  
学校教育係  
☎579・5801

8年度より、小学校就学後から高校卒業までの支援を次のとおり拡充します。

なお、申請方法及び支給時期につきましては、教育委員会から別途、各対象者（保護者）へお知らせします。

等 校 学 高	修学旅行費交付金	入 学 祝 金	現 行	拡 充 後
高等学	◇月額7千円（現金）	◇月額1万円（現金）	●小学校入学時：3万円（現金） ○中学校：2万円（現金）	●小学校入学時：3万円（現金） ○中学校：5万円（現金） ◇高校：2万円（現金）

## 茂岩山自然公園 各施設がオープン

茂岩山自然公園各施設がオープンします！  
利用期間 4月25日（土）～11月3日（火）

問合せ先  
役場施設課施設管理係  
☎574・2215

**森林公園**

バンガロー	日帰り		宿泊
	A (6人用)	1,500円	3,000円
B (4人用)	1,000円	2,000円	
C (2人用)	500円	1,000円	
キャンプ場	テント1張1泊		300円
寝 具	1式1日(マット・毛布・枕)		600円
炊事兼焼肉施設(バーゴラ)	1人1回	高校生以上	100円

※令和8年4月1日より、バンガロー宿泊者に1人1泊あたり100円の宿泊税を別途徴収します。

**茂岩山パークゴルフ場**

○パークゴルフ場は無料で利用できます。また、用具（クラブやボール）も無料で貸出します。

**茂岩山グリーンハウス**

○スポーツをした後の休憩所としてご利用ください。テニス用ラケットやボールは無料で貸出します。

テニスコート	1面1時間	600円
サイクリングコース用自転車	1台2時間	300円

※テニスコートに入る場合は原則としてテニスシューズ（運動靴可）を履いてください。

**森林公園管理棟（陶芸教室）**

管理棟利用料金（中学生以下無料）	施設利用料	1人1日	200円
	年間利用料	1人年間	20,000円

## 4月25日～5月25日まで無煙期間 大切な森林を火災から 守ろう

昨年は、火災が道内で15件発生し、約19.54ヘクタールの森林が焼失しています。また、道外では大規模な林野火災も発生しています。

豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

■林野火災予防のために、豊頃町林野火災予防対策要綱に基づき4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域で一切火入れをすることはできません。

■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要です。火入れ箇所により届出先が異なります。

○山林（地権） ↓ 役場産業課林政係

問合せ先  
役場産業課林政係  
☎574・2217

○その他（排水路等） ↓ 豊頃消防署

留意事項

- ▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。
- ▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。

【山に入るときの注意！】

山菜採り、ハイキング、釣り等のため入林するときは、管理者（道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者）の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

問合せ先 役場産業課林政係 ☎574・2217

今更知る。未来の力になる。

令和8年6月1日  
全国すべての事業所・企業が対象です。

### 経済センサス活動調査

経済の  
国勢調査

4月～5月にかけて調査票をお届けします。回答はインターネットがおすすめです。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。